



佐賀県公報

平成18年
8月16日
(水曜日)
第 12793号

(○印は、県例規集に登載するもの)

告目
示次

- 家畜改良増殖法に基づく種畜証明書の交付
 - 解除予定保安林
 - 道路の区域の変更

公
告

- 特定非営利活動法人の設立の認証申請 (県民協働課)
 - 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (県民協働課)
 - 国土調査法に基づく地籍調査成果の認証 (土地対策課)
 - さがの樹生産履歴システム開発業務に係る公募型プロポーザル方
式による委託業者選定手続きの実施 (森林整備課)

○告示

●佐賀県告示第五百三十一号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第八条第一項の規定により種畜証明書を次のとおり交付した旨、農林水産大臣から通報があった。

平成十六年八月十六日

佐賀県知事 古川康

一 肉用牛

	佐賀県一 第二九号	平一八 第二八号	佐賀県一 第二八号	平一八 第二七号	佐賀県一 第二六号	平一八 第二五号	佐賀県一 第二四号	平一八 第二三号	佐賀県一 第二二号	平一八 第二一号	佐賀県一 第二〇号	平一八 第二号	佐賀県一 第二号	平一八 第一八号	佐賀県一 第一八号	平一八 第一七号	佐賀県一 第一六号	平一八 第一五号	
能清	松美	豊茂 国	郁茂	千国	千尋	第七糸原	佐賀乃糸	美津栄	糸晴栄	第七安国		名号							
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	和種 黒毛		品種					
一平成 〇・二二 二五・	八平成 ・七	一平成 一・二七	八平成 一・二八	九平成 ・二七	一平成 一・一七	一平成 一・二〇	一一平成 ・一二〇	一平成 一・一〇	六平成 ・二	七平成 ・一八	平成五 ・〇・	三平成 ・一七	平成一二 ・	生年月日					
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	佐賀	長崎	(県)	產地				
"	二級	"	"	一級	"	"	"	"	"	"	"	特級	二級	等級					
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	佐賀県畜産試験場	武雄市山内町大字宮野二三 二四二番地二	多久市南多久町下多久六一 五五番地六	潤上祐一	氏 名	飼 養	者 住	所 証明書 番号

二 豚									
佐賀県一 第九号	平一八 佐賀県一 第八号	平一八 佐賀県一 第七号	平一八 佐賀県一 第六号	平一八 佐賀県一 第五号	平一八 佐賀県一 第四号	平一八 佐賀県一 第三号	平一八 佐賀県一 番号	証明書	
一一二 二七二 四四四	四一二 二六二 四四九	〇一 二五二 四四七	五四四 二五三 三三九	五十五 二八二 二九	二一四 二八二 〇七	三一四 二七二 五三三	名 号		
"	"	"	ツク デユロ	"	"	レース ランド	品種		
五平成 三一 二六 ・	一平成 三一 一六 ・	一平成 一六 一五 ・	九平成 一三 一四 ・	六平成 二六 二七 ・	四平成 八 一七 ・	二平成 六 一七 ・	生年月日		
"	"	"	"	"	"	新潟	(県) 产地		
"	"	"	"	"	"	級外	等級		
"	"	"	"	"	"	唐津市肥前町切木甲七 八三番地三三 有限会社佐賀共栄畜産	氏 飼 名 養 者 住 所		

一 解除予定に係る保安林の所在場所

佐賀市富士町大字畠瀬字千田ヶ原一の三、一の七、一の一〇から一の一二まで、一の一四(次の図に示す部分に限る。)

佐賀県知事 古川康

●佐賀県告示第五百三十一号

次の保安林を解除予定保安林とする旨、農林水産大臣から通知があつたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

平成十八年八月十六日

三馬	平一八 佐賀県一 第一号	番号 証明書	名号	品種	生年月日	产地	等級	氏名 飼養者住所
	平一八 佐賀県一 第三七号	サガエル 二〇四一一 一五一〇四 三五〇七	サガエル 二〇四一一 一九一三 三七〇四	サガエル 二〇四一一 一九一三 三七〇四	サガエル 二〇四一一 一九一三 三七〇四	サガエル 二〇四一一 一九一三 三七〇四	ランド 平成一六・ 一〇・三	大ヨーク 平成一五・ 五・一九
		"	"	"	平成一六・ 一〇・三	平成一六・ 一〇・三	佐賀	"
		"	"	"	"	"	"	"
		"	"	"	"	"	"	"

(「次の図」は、省略し、その図面を佐賀県国土づくり本部森林整備課及び佐賀市役所に備え置いて縦覧に供する。)

- 二 保安林として指定された目的
　　水源のかん養
三 解除の理由
　　河川管理施設用地とするため

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十八年八月十六日から平成十八年九月十五日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十八年八月十六日

佐賀県知事 古川康

県道 小城牛津線		道路の種類 及び路線名	区間	道路の区域
前	後	変更前	変更後	幅員
七・九	二五・三	三八・八	メートル	延長メートル
		一九九・〇		
		二〇三・九		
○地先まで	三地先まで	小城市小城町字北小路四四二番一 一地先から 小城市小城町字本町二八三番一	小城市小城町字北小路二七一一番 四地先から 小城市小城町字本町二八三番一	

○ 公 叫

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

関係書類は、平成18年9月27日までさが元気ひろば（県民総合相談・情報提供窓口）において縦覧に供する。

平成18年8月16日

佐賀県知事 古川 康

1 申請のあつた年月日

平成18年7月27日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称 特定非営利活動法人LIFE SPORTS

(2) 代表者の氏名 江口 栄一

(3) 主たる事務所の所在地

佐賀県佐賀郡久保田町大字久保田字上新ヶ江1953番地

4 定款に記載された目的

この法人は、更生保護施設入寮者及び路上生活者に対して、人権擁護に関する事業を行い、地域社会や更生保護に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定による定款変更の認証の申請があつたので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

関係書類は、平成18年10月2日までさが元気ひろば（県民総合相談・情報提供窓口）において縦覧に供する。

佐賀県知事 古川 康

1 申請のあつた年月日

平成18年8月16日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称 特定非営利活動法人大空の会

(2) 代表者の氏名 五島 雅博

(3) 主たる事務所の所在地

佐賀県三養基郡みやき町大字天建寺2096番地3

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

関係書類は、平成18年9月27日までさが元気ひろば（県民総合相談・情報提供窓口）において縦覧に供する。

(4) 定款に記載された目的

この法人は、高齢の方々に対し、グループホームなどの在宅介護に関する事業を行い、地域と社会の福祉の増進を図り、広く公益に貢献することを目的とする。

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査（地籍調査）の成果を次のとおり認証した。

平成18年8月16日

佐賀県知事 古川 康

1 調査を行った者の名称

上峰町

2 調査を行った時期

平成16年5月20日から平成18年6月30日まで

3 成果の名称

上峰町の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

上峰町大字堤の一部

5 認証年月日

平成18年8月16日

「さがの樹生産履歴管理システム開発業務委託」に係る公募型プロポーザル方式による委託業者の選定手続きを次のとおり実施します。

平成18年8月16日

収支等命令者

佐賀県県土づくり本部森林整備課長 井出光俊

1 業務概要

(1) 業務名 さがの樹生産履歴管理システム開発業務委託

(2) 業務内容 「さがの樹生産履歴管理システム開発業務委託」事業概要による。

(3) 業務期間 契約の日から平成19年3月28日まで

(4) 予算額 9,000,000円程度

2 参加資格

この手続に参加できる者は、次に掲げる要件のいづれにも該当するものとする。
(地籍調査)の成果を次のとおり認証した。

平成18年8月16日

佐賀県知事 古川 康

1 調査を行った者の名称

白石町

平成16年5月7日から平成18年3月23日まで

3 成果の名称

白石町の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

白石町大字深浦及び坂田の各一部

5 認証年月日

平成18年8月16日

(3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき民事再生手続開始の申し

	<p>ア 仮差押、仮処分、競売、破産手続開始、会社更生手続開始、特別清算 開始又は民事再生手続開始の申立てがなされたとき。</p> <p>イ 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実 があり、業務執行が困難と見込まれたとき。</p>
(4) 本業務の委託に係る参加表明書及び提出書類の提出期限日以前6か月以内に、金融機関等において、不渡り手形等を出していないこと。	
(5) 参加表明書を提出する日の前日現在で、佐賀県内に本社又は支店を有していること。	
(6) 本業務の委託における別添「提案課題について」に対し、技術力、経験等を活かした提案ができる者であること。	
3 手続等に関する事項	
(1) 担当課	<p>郵便番号840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号 新行政棟7階 佐賀県県土づくり本部森林整備課みどり推進担当</p>
E-mail shinrinseibi@pref.saga.lg.jp	電話0952-25-7136 FAX 0952-25-7312
(2) 説明書、参加表明書及び提出資料の交付方法及び交付期間	<p>ア 交付方法 佐賀県ホームページ(URL: http://www.pref.saga.lg.jp/)に掲載する。また、上記(1)の場所において配布する。</p> <p>イ 交付期間 平成18年8月16日(水)から平成18年8月30日(水)まで (担当課から交付を受ける場合は、土曜日及び日曜日を除く 9時から17時まで)</p>
(3) 参加表明書の受付期間、受付場所及び提出方法	<p>ア 受付期間 平成18年9月4日(月)から平成18年9月15日(金)まで (土曜日及び日曜日を除く。)の9時から17時まで。</p> <p>イ 受付場所 上記(1)に同じ。</p> <p>ウ 提出方法 直接持参すること。(郵送及び電送は受け付けない。)</p>
ア 受付期間 平成18年8月16日(水)から平成18年8月30日(水)まで (担当課から交付を受ける場合は、土曜日及び日曜日を除く 9時から17時まで)	<p>イ 受付期間 平成18年9月4日(月)から平成18年9月15日(金)まで (土曜日及び日曜日を除く。)の9時から17時まで。</p> <p>ウ 提出方法 上記(1)に同じ。</p>
イ 受付場所 上記(1)に同じ。	<p>ア 受付場所 上記(1)に同じ。</p> <p>ウ 提出方法 上記(1)に同じ。</p>
ウ 提出方法 直接持参又は郵送(必着)すること。	<p>ア 評価点 選定委員会の委員全員の評価項目点の合計点を当該提案者の評価点とします。</p>
(4) 参加資格の喪失	<p>ア 契約方法 企画提案書を評価した結果、上記評価点が最も高い者を当該業務に係る随意契約の見積書微収の相手方とします。ただし、評価点が最も高い者が契約締結時までに(4)に該当した場合や、事故等の特別な事由から見積書の微収が不可能となつた場合は、上記評価点が高い順に見積書微収</p>
この手続きの参加者は、企画提案書提出の期限までにおいて、次のいざれかに該当することとなつたときは、手続きの参加資格を失うものとする。	

の相手方とします。

なお、上記評価点が最も高い者が2名以上となつた場合は、選定委員全員により協議し、見積書徵収の相手方を決定します。

申購
込読
先料

一か年二八、八〇〇円(送料共)
佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十八年八月十六日印刷及び発行者
佐賀県知事 古川康行

印刷定日 毎週月曜日
株古川総合印刷